

別府市条例第 23 号

別府市議会基本条例

目次

前文

第 1 章 目的（第 1 条）

第 2 章 議会の運営原則及び議員の活動原則（第 2 条—第 6 条）

第 3 章 市民と議会の関係（第 7 条・8 条）

第 4 章 議会と行政の関係（第 9 条—第 12 条）

第 5 章 自由討議の保障及び拡大（第 13 条・第 14 条）

第 6 章 委員会の活動（第 15 条）

第 7 章 政務活動費（第 16 条）

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 17 条—第 21 条）

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第 22 条—第 24 条）

第 10 章 最高規範性と条例の検証及び見直し手続（第 25 条・26 条）

附則

別府市議会（以下「議会」という。）は、大正 13 年 4 月 1 日の市制施行以来、一貫して本会議における自席からの一問一答方式を実践しながら、議事機関として意思決定の機能を果たしてきた。

この間、昭和 25 年 7 月に日本で最初の別府国際観光温泉文化都市建設法（昭和 25 年法律第 221 号）の公布により、国際観光文化都市の先導的な役割を担うとともに、「おんせん県おおいた」の代表的な顔として、湯けむりに象徴される雄大で美しい文化的景観を大切にしながら日本一の温泉文化によるまちづくりの歴史を刻んでいる。

新しい地方主体の時代を迎え、地方自治の範囲が拡大した今日、市民に最も身近な別府市が、その自治権を拡充し、これを生活者の視点に立ったものに近づけていくことが求められている。

議会は、主権在民を基調とする民主主義の原理により、日本国憲法に基づく二元代表制の実効性を高め、常に地方自治の本旨の実現を使命とするものである。

従って、これまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能強化が重要であるとともに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に関か

れた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声をくみ取りながら、議員間で自由かつ達な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。

よって議会は、この崇高な理念及び目的を達成することを誓い、ここに別府市議会基本条例を制定する。

第1章 目的

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則

(議会の運営原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1) 公開性、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた信頼される議会を目指すこと。
- (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視すること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- (5) 別府市議会委員会条例（昭和32年別府市条例第49号。以下「委員会条例」という。）、別府市議会会議規則（昭和46年別府市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。
- (6) 市民に分かりやすい言葉又は表現を用いてその運営に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指すこと。

(3) 議員立法による積極的な条例提案に努めること。

(会派)

第4条 議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。

3 会派代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。

(議長の権限と役割)

第5条 議長の権限については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定めるもののほか、その役割については、会議規則で定める。

(災害時等の危機管理対応)

第6条 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、次に定めるところにより対応するものとする。

(1) 議長は、速やかに緊急連絡網を通じ、議員に対し、事態の報告及び指示を行うものとする。

(2) 議長は、必要に応じて会派代表者会議を招集し、対応を協議する。

(3) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 議会は、より多くの市民が議会を傍聴できる機会を設けるため、必要

に応じて日曜日等に議会を開会することができる。

(市民との意見交換の場)

第8条 議会は、前条第2項に規定する意見交換の場として、市民と議会との対話集会等を行うものとする。

2 市民と議会との対話集会等に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

(議会と市長等との関係)

第9条 議会審議における議員と市長等は、常に緊張関係を保持し、相互の議論を深めるよう努めるものとする。

2 会議における議員と法第121条の規定により議場に出席した者(次項において「説明員」という。)は、論点及び争点を明確にしなければならない。

3 会議において、議員は、一問一答方式を積極的に活用し、説明員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問又は反論をすることができる。

4 議員は、閉会中に議長を経由して市長等に対し、文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるとともに、それを公開することができる。

5 反問、反論及び文書質問に関し必要な事項は、別に定める。

(適正な議会費の確立)

第10条 議会は、適正な議会活動を確立するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

(議決事件の追加)

第11条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。

2 前項の規定による議会の議決すべき事件の追加については、別に条例で定める。

(予算及び決算における説明)

第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

2 議会は、決算の審議に当たり、市長等が執行した事業等の評価を行う

ため、市長等に必要な資料の提出を求めることができる。

第5章 自由討議の保障及び拡大

(自由討議による合意形成)

第13条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう、議会の本会議及び委員会を運営しなければならない。

(政策研究会)

第14条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題研究のため、政策研究会を設置することができる。

2 政策研究会に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 委員会の活動

第15条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会について、その専門性及び特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

2 議会は、常任委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度又は公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

4 委員会は、委員会条例の定めるところにより公開しなければならない。

第7章 政務活動費

第16条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するため交付されるものであることを認識し、別府市議会政務活動費の交付に関する条例（平成20年別府市条例第19号。第3項において「政務活動費条例」という。）に定めるところにより適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿等は、積極的に公開するものとする。

3 議会は、政務活動費条例の改正に当たっては、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分に検討するものとする。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、第1条に規定する目的を議員間で共有するため、選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例のほか議会関係諸法令等に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。この場合において、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、その政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備の強化に努めるものとする。

(議会図書室の利用)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会の広報広聴の充実)

第20条 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会の広報広聴活動の充実強化に努めるものとする。

(交流及び連携の推進)

第21条 議会は、他の地方公共団体の議会と政策、議会運営等について意見交換を行うため、積極的に交流及び連携を図るものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位の保持に努めなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

(議員定数)

第23条 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

2 議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付し、議長に提出するものとする。

3 議員の定数については、別に条例で定める。

(議員報酬)

第24条 議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向の把握に努めるものとする。

2 議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。

3 議員の報酬については、別に条例で定める。

第10章 最高規範性と条例の検証及び見直し手続

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反した議会運営に関する条例、規則等を制定してはならない。

(条例の検証及び見直し手続)

第26条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを具体的に検証し、その結果を市民に積極的に公開するものとする。

2 議会は、前項に定める検証に関しては、その期間及び手法について、議会運営委員会で決定するものとする。

3 議会は、検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。